

2

実習免除対象施設・職種一覧

■本表における相談援助業務についての留意点・注意点(社会福祉振興・試験センターのホームページより)

精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行なっている方で、以下の項目を満たしている必要があります。

- 精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行なうことであることから、精神保健福祉士の国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験については、次の(1)から(5)に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね5割以上従事することが要件となります。
 - 精神障害者の相談
精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供
 - 精神障害者に対する助言、指導
精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等について、積極的な提案、誘導
 - 精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練
社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけるための訓練
 - 精神障害者に対するその他の援助
精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めるなど、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援
 - 援助を行なうための関係者との連絡、調整等
 - ・ケースカンファレンス等の会議への出席
 - ・ケース記録等の関係書類の整理
 - ・職員間の申し送り、連絡、調整
 - ・関係機関との連絡、調整
- 病棟における食事の介助や入浴の介助等の業務は、実務経験としては認められません。
- 児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。ただし、乳児院においては、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務が実務経験の対象となります。乳児院に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。

業務従事期間の計算方法

精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、次の対象となる施設・(事業等)種類・職種の例として当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤(労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。)に従事した期間を通算して計算するものとする。

対象となる施設(事業等)・職種

下表の「職種」は、いずれも、精神障害者に対してサービスを提供するものに限りです。

	番号	施設種別	職種	
医療法	1	精神科病院	精神科ソーシャルワーカー 医療ソーシャルワーカー等	
	2	病院		
	3	診療所		
地方自治体 (行政機関)	4	市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	精神保健福祉相談員 社会福祉士 精神科ソーシャルワーカー 心理判定員	
	5	区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署		
	6	町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署		
地域保健法	7	保健所		
	8	市町村保健センター		
児童福祉法	9	乳児院	家庭支援専門相談員／保育士／児童指導員	
	10	児童養護施設	児童指導員／保育士／家庭支援専門相談員 職業指導員	
	11	福祉型障害児入所施設	児童指導員／保育士／児童発達支援管理責任者 心理指導担当職員／職業指導員	
	12	児童心理治療施設	児童指導員／保育士／家庭支援専門相談員	
	13	障害児通所支援事業を行う施設	児童発達支援(医療型児童発達支援を除く。)	相談援助業務に従事する職員
			放課後等デイサービス	
			居宅訪問型児童発達支援	
			保育所訪問支援	
	14	障害児相談支援事業を行う施設	相談支援専門員	
	15	児童自立生活援助事業を行う施設	相談援助業務を行う指導員	
	16	児童相談所	児童福祉司／受付相談員／相談員／電話相談員 ／児童心理司／児童指導員／保育士	
17	母子生活支援施設	母子支援員／少年を指導する職員		
18	児童自立支援施設	児童自立支援専門員／児童生活支援員／職業指導員		
19	児童家庭支援センター	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第88条の3第1項に規定する職員		

	番号	施設種別	職種
精神保健福祉法	20	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員／社会福祉士 精神科ソーシャルワーカー／心理判定員
生活保護法	21	救護施設	「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」に規定するもの
	22	更生施設	
社会福祉法	23	福祉に関する事務所	「就労支援員」は、「生活保護法」第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事するもの若しくは「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3(1)に規定する就労支援事業に従事するもの
	24	市町村社会福祉協議会	福祉活動専門員／相談援助業務(主に身体障害者、知的障害者、精神障害者に対するものに限る)に従事する職員
知的障害者福祉法	25	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司／心理判定員／職能判定員／ケース・ワーカー
障害者の雇用の促進等に関する法律	26	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
	27	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー／職場適応援助者
	28	障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者／就業支援担当者／主任職場定着支援担当者／生活支援担当職員
介護保険法	29	地域包括支援センター	(介護保険法第115条の45第2項第4号から第5号までに掲げる事業を除く。)
更生保護法	30	更生保護施設	補導に当たる職員／福祉職員／薬物専門職員／訪問支援職員
法務省設置法	31	保護観察所	社会復帰調整官／保護観察官
発達障害者支援法	32	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員／就労支援を担当する職員
障害者総合支援法	33	生活介護を行う施設	生活支援員／サービス管理責任者
		自立訓練を行う施設	
		就労移行支援を行う施設	職業指導員／生活支援員／就労支援員／サービス管理責任者
		就労継続支援を行う施設	職業指導員／生活支援員／サービス管理責任者
		就労定着支援を行う施設	就労定着支援員／サービス管理責任者／相談援助業務に従事する職員
		自立生活援助を行う施設	地域生活支援員／サービス管理責任者／相談援助業務に従事する職員
		短期入所を行う施設	相談援助業務に従事する職員
		重度障害者等包括支援を行う施設	
	共同生活援助を行う施設		
	34	障害者支援施設	生活支援員／就労支援員／サービス管理責任者
35	一般相談支援事業を行う施設	相談支援専門員	
36	特定相談支援事業を行う施設		
37	地域活動支援センター	指導員	
38	福祉ホーム	管理人	
39	基幹相談支援センター	相談援助業務に従事する職員	
上記に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設	40	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行う施設	地域体制整備コーディネーター／地域移行推進員
	41	スクールソーシャルワーカー活用事業を行う施設	スクールソーシャルワーカー
	42	ホームレス自立支援事業を実施する施設	生活相談指導員

上記1～42以外で厚生労働大臣が精神保健福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認める施設種別及び職種の範囲

	番号	施設種別	職種
上記以外の施設で厚生労働大臣が認める施設 (注意) ※いずれの施設も精神障害者に対してサービスを提供するものに限ります。	43	母子家庭等就業・自立支援センター事業を行う施設	相談員
	44	一般市等就業・自立支援事業を行う施設	
	45	婦人相談所	相談指導員／判定員／婦人相談員
	46	婦人保護施設	入所者を指導する職員

上記1～42以外で厚生労働大臣が精神保健福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認める施設種別及び職種の範囲(つづき)

	番号	施設種別		職種
<p>上記以外の施設で 厚生労働大臣が認める施設</p> <p>(注意) ※いずれの施設も精神 障害者に対してサービ スを提供するものに限 ります。</p>	47	被保護者就労支援事業を行う事業所	生活保護法に規定するもの	就労支援員 被保護者就労準備支援担当者 相談支援に従事する者
	48	就労支援事業を行う事業所	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」に規定するもの	
	49	被保護者就労準備支援事業を行う事業所	「被保護者就労準備支援事業(一般事業分)の実施について」に基づくもの	
	50	被保護者家計改善支援事業を行う事業所	「被保護者家計改善支援事業の実施について」に基づくもの	
	51	都道府県社会福祉協議会	「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添17に規定するもの	専門員
	52	ひきこもり地域支援センター	「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添16に規定するもの	ひきこもり支援コーディネーター
	53	地域生活定着支援センター	「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添32に規定するもの	相談援助業務に従事する職員
	54	生活困窮者自立相談支援事業を行う自立相談支援機関	生活困窮者自立支援法に規定するもの	主任相談支援員 相談支援員 就労支援員 就労準備支援担当者 家計改善支援員
	55	生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所		
	56	生活困窮者家計改善支援事業を行う事業所		
	57	アウトリーチ事業を行なう施設	「精神障害者アウトリーチ推進事業の実施について」・「精神障害者地域生活支援広域調整等事業について」に基づくもの	相談援助業務に従事する職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。)
	58	アウトリーチ支援に係る事業を行う施設	「地域生活支援事業等の実施について」に基づくもの	支援コーディネーター
	59	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の実施について」に基づくもの	
	60	日中一時支援を行っている施設	「地域生活支援事業等の実施について」に基づくもの	相談援助業務に従事する職員
	61	障害者相談支援事業を行っている施設		
	62	障害児等療育支援事業を行っている施設		
	63	第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則に規定するもの	第1号職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
	64	訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則に規定するもの	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
	65	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	改正前の雇用保険法施行規則第118条の3第6項に規定するもの	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
	66	公共職業安定所		精神障害者雇用トータルサポーター 発達障害者雇用トータルサポーター 雇用トータルサポーター(大学等支援分)
	67	地域若者サポートステーション	厚生労働省が委託する地域若者サポートステーション事業により設置されるもの	相談援助業務に従事する職員
	68	刑事施設	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に規定するもの	刑務官 法務教官 法務技官(心理) 福祉専門官
	69	少年院	少年院法に規定するもの	
	70	少年鑑別所	少年鑑別所法に規定するもの	
	71	日常生活支援住居施設	生活保護法に規定するもの	生活支援員 生活支援提供責任者
	72	上記以外の施設で精神保健福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設		当該施設において、精神保健福祉に関する相談援助業務に従事する相談員

改正前の法律において、厚生労働大臣が精神保健福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認める施設種別及び職種の例

	番号	施設種別		職種
<p>上記以外の施設で 厚生労働大臣が認める施設</p>	73	精神障害者地域生活援助事業を行う施設		世話人
	74	精神障害者社会復帰施設		精神障害者社会復帰指導員/管理人
	75	児童デイサービス		相談援助業務に従事する職員
	76	知的障害児施設		児童指導員 保育士
	77	知的障害児通園施設		
	78	共同生活介護を行う施設		相談援助業務に従事していた職員
	79	知的障害者援護施設		生活支援員